

2012年6月議会 意見書案についての反対討論

まつざき 真琴

2012/6/18

私は、日本共産党県議団として、ただいま提案されました意見書案のうち、「地方財政の充実・強化を求める意見書案」と「尖閣諸島の実効的支配を推進するための法整備を求める意見書案」について、反対し、その理由を述べ討論いたします。

まず、「地方財政の充実・強化を求める意見書案」についてであります。わが党は、被災地自治に対する復旧・復興のための財政措置や、住民の命と暮らしを守り、安心・安全のまちづくりを進めるための地方交付税の確保については、当然のこととして国が責任をはたすべきであるという立場であります。

この意見書案で問題とするのは、「地方消費税の充実」という点であります。

民主、自民、公明の3党は、密室談合で、政府の消費税増税関連法案どおり、税率を2014年4月に8%、15年10月に10%へ上げることを正式に合意しました。これは、増税反対の世論に真っ向から背き、公約を土足で踏みにじるものです。

消費税増税は、暮らしと経済をどん族に突き落とし、財政危機をさらに深刻にする。貧困と格差の拡大に追い討ちをかけるもので、断じて認めるわけにはいきません。

本意見書案では、「地方消費税の充実」という表現をしておりますが、そもそも5%の消費税の内の1%分が地方消費税であり、「地方消費税の充実」を求めることは、消費税増税を求めることになります。

わが党は、社会保障の財源として、大企業・大資産家減税と軍事費にメスを入れるとともに、不要不急の大型公共事業や政党助成金など、予算のムダを見直して社会保障の財源を確保する道を提案しています。

以上の理由から、本意見書案には、賛成できないものであります。

次に、「尖閣諸島の実効的支配を推進するための法整備を求める意見書案」についてであります。

尖閣諸島に対する日本の領有には、歴史的にも国際法上も明確な根拠があります。わが党は、尖閣諸島の日本領有が政党であることについて、1972年に見解を発表し、さらに2010年10月には、より踏み込んだ見解を発表しています。

尖閣諸島の存在は、古くから日本にも中国にも知られていました。しかし、近代に至るまでいずれの国の支配も及んでいない、国際法でいう「無主の地」であり、無人島でした。日本は1895年1月14日の領有宣言によって、国際法上の先占（せんせん）の法理に基づいて、尖閣諸島を領有しました。先占については、通例①占有の対象が無主の地であること、②国家による領有の意思表示、③国家による実効的な支配、この3つが国際法上の条件としてあげられます。また、関係国への領有の通告は、あらかじめ取り決めなどがある場合を除いて、国際法上、一般には義務とはされていません。尖閣諸島にたいする日本の領有は、このいずれの条件も満たしており、国際法上、全く正当なものです。

尖閣諸島をめぐる紛争問題を解決するために、何よりも重要なことは、日本政府が、尖閣諸島の領有の歴史上、国際法上の正当性について、国際社会および中国政府にたいして理をつくして主張することにあります。

この点で、歴代日本政府の態度には1972年の日中国交正常化以来、本腰を入れて日本の領有の正当性を主張してこなかったという弱点があります。

中国、台湾が尖閣諸島の領有権を主張しはじめたのは、1970年代に入ってからであります。中国側の主張の中心点は、尖閣諸島は台湾に付属する島嶼として中国固有の領土であり日清戦争に乗じて日本が不当に奪ったものだという点にあります。しかし、日清戦争の講話を取り決めた下関条約とそれに関するすべての交渉記録によれば、日本が中国から侵略によって奪ったのは、台湾と澎湖列島であり、尖閣諸島は、そこには含まれておりません。日本による尖閣諸島の領有は、日清清掃による侵略とはまったく正確が異なる正当な行為であり、中国の主張が成り立たないことは明瞭です。

領土画定を明確にするよい機会であった1978年の日中平和友好条約締結の際に、中国のとう小平副首相が尖閣諸島領有問題の「一時棚上げ」をとなえましたが、日本側は、日本の領有権を明確なかたちで主張しませんでした。それは、当時、福田首相が衆院外務委員会で答弁していますが、尖閣諸島の領有権が日本にあることについて中国側に確認を申し出ることには「全く要らざることである」という立場からの態度でした。

その後、1992年に中国が「領海および接続水域法」を採択し、尖閣諸島を自国領と明記した際には、外務省が口頭で抗議しただけで、政府として本腰を入れた政治的・外交的対応はありませんでした。

民主党政権も、尖閣諸島をめぐる、生じている様々な問題や事件について、「国内法、司法で対処する」というだけで、肝心の外交的主張を怠ってきています。

わが党は、日本政府にこうした態度をあらため、歴史的事実、国際法上の道理に即して、尖閣諸島の領有の正当性を国際社会と中国政府に堂々と主張する外交努力を強めることを求めるものです。

尖閣諸島を購入することを発表した石原東京都知事は、報道によれば、記者会見で「おもしろい話だろ。これで政府にほえ面かかせてやるんだ。何もしなかったんだから、政府は」とも語り、その政治的意図をあけすけにしました。歴代政府の尖閣諸島問題への対応に不満があるからといって、一地方自治体である東京都が「尖閣」を購入し紛争に介入することを正当化することはできません。

国家間で意見の違いが起こった場合、大切なのは、問題をすぐに政治問題にすることをいさめ、実務的な解決のルールにのせ、話し合いで解決することです。石原氏は「尖閣諸島を守る」といいますが、同氏の主張は、尖閣諸島問題を政治問題として先鋭化させ、両国間の話し合いによる平和的解決を逆に遠ざけるだけです。

日中両国政府は、2008年5月の共同声明のなかで「ともに努力して、東シナ海を平和・協力・友好の海とする」と合意しています。その立場での努力こそ、今、両国政府に求められています。

本意見書案は、このような外交努力を求めるものでなく、軍事的対応にも道を開く法の整

備を求めるものであり、これでは、中国とのいっそうの摩擦を強め、平和的な解決の道が遠のくこととなります。以上の理由から、本意見書案に反対であります。

以上で、意見書案に対する討論を終わります。